

令和元年度

工事監理業務共通仕様書

# 正 誤 表

第1回

堺市建設局

## 令和元年度 工事監理業務共通仕様書 第1回 正誤表

ページ	誤	正
ページ:6-4	<p>第1005条 管理技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</li> <li>2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条に規定した事項とする。 ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</li> <li>3. 管理技術者は、第4002条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、原則として管理技術者を変更できない。 ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。</li> <li>5. 管理技術者は、業務の履行にあたり、次のいずれか又は発注者が別に示す資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）により技術管理者として国土交通大臣に認定された者（登録部門が当該業務に限る）</li> </ul> </li> <li>6. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</li> <li>7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。</li> </ol>	<p>第1005条 管理技術者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受注者は業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</li> <li>2. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条に規定した事項とする。 ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条の規定により行使できないとされた権限を除く。）を有するものとされ発注者及び監督員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</li> <li>3. 管理技術者は、第4002条に示す内容について担当技術者が適切に行うように、指揮監督しなければならない。</li> <li>4. 受注者は、原則として管理技術者を変更できない。 ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。</li> <li>5. 管理技術者は、業務の履行にあたり、次のいずれか又は発注者が別に示す資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> </ul> </li> </ol> <p style="margin-left: 20px;">➡ <b>削除</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>6. 管理技術者は、監督員が指示する関連のある業務の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</li> <li>7. 管理技術者は、担当技術者を兼ねることはできない。</li> </ol>
適用年月日:令和元年12月1日		